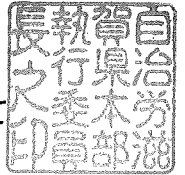


自治労滋賀発第216号
2012年 3月19日

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 徳永 秀昭 様

自治労滋賀県本部
執行委員長 小石 さとみ



滋賀県議会における一方的な地域手当の削減提案に対する闘争への支援要請について

日夜のご活躍に心より敬意を表します。

さて、3月14日に滋賀県議会において自民党会派から、滋賀県関係職員の給与について、条例本則に定められた地域手当支給率「7%」を「5.7%」に減額する給与条例改正の提案が一方的に行われました。

滋賀県職員の地域手当については、給与条例本則で定められた支給率「7%」に向けて、毎年、県人事委員会勧告に基づき県当局との確定交渉を経て労使合意・決定しており、昨年末の確定交渉では現行の5.7%から来年度6.0%支給とすることで労使合意し、妥結しています。

今回の県議会における一方的な地域手当の削減提案は、人事委員会が知事と議会に対して行う人事委員会勧告を基本に、任命権者と労働組合との労使交渉を経て、給与改定がなされるという地方公務員法に基づく賃金決定原則を逸脱し、今年度の賃金改定の知事と労働組合との労使合意を否定するものであり、違法・不当であり断じて容認することはできません。

滋賀県本部は、この問題が他の自治体にも大きな影響を与えることから総力を挙げてたたかいを進めています。

つきましては、各単組におかれましても状況を理解いただき、下記の願い申し上げます。

記

1 この間の経過について

- ① 滋賀県関係職員の給与をめぐるのは、2月県議会の代表質問で、自民党会派議員から職員給与削減に関わる発言がなされていた。さらに、3月13日の総務企業常任委員会の協議会の中で、自民党会派から、地域手当を減額する給与条例改正の素案が各会派に示された。
- ② 3月13日の当初素案の内容は、条例本則にある地域手当支給率「7%」を「4.7%」に減額するもので、現行の支給割合（5.7%）からは1.0%、確定交渉結果（来年度6.0%支給で合意）からは1.3%切下げる内容となっていた。
- ③ 3月14日の段階で自民党内の意見調整の結果、条例本則にある地域手当支給率「7%」を現行の支給割合と同率の「5.7%」に減額することに提案内容を修正することとなったが、確定交渉結果（来年度6.0%支給で合意）からは0.3%切下げる内容となっている。

2. 提案内容の問題点

- ① 県関係職員の賃金・労働条件については、労働基本権剥奪の代償措置として、人事委員会が知事と議会に対して行う人事委員会勧告を基本に、任命権者と労働組合との労使交渉を経て、改定がなされることが地方公務員法に基づく賃金決定原則です。今回の県議会での地域手当削減の動きについては、この地方公務員の賃金決定の基本原則を逸脱し、今年度の賃金改定の知事と労働組合との労使合意を否定するものであり、違法・不当であり断じて容認することはできません。
- ② さらに、滋賀県においては、財政難を理由に全国で最長となっている9年に及ぶ独自カットをこの間実施しており、さらに来年度もカット率を上乗せすることで、労使合意が行われました。長期にわたり県財政の再建に協力してきた職員の苦渋の努力もないがしろにするものと言わざるを得ません。このことによる県関係職員17,000人の士気の低下や生活の維持への影響は極めて重大です。

3. 要請事項

(1) 滋賀県議会議長への要請 (打電またはFAXにてお願いします)

・送付先 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県議会 議長 家森 茂樹 様

FAX番号 … 077-521-3784 (自治労滋賀県職員労働組合)

- ・要請文例 「労使合意を経ないままの議会による賃金・労働条件に関する条例の改変については、労使交渉ルールを無視した違法・不当な措置であることを踏まえ、条例改正を強行されることのないよう強く要請します。」

(2) 滋賀県知事への要請 (打電またはFAXにてお願いします)

・送付先 〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

滋賀県知事 嘉田 由紀子 様

FAX番号 … 077-528-2065 (自治労滋賀県本部)

- ・要請文例 「これまでの労使合意に責任を持ち、使用者としての果たすため、議会による暴挙が強行されることのないよう、最大限の措置をとられるよう強く要請します。」

(3) 上記打電・FAX行動の取り組み期間

- ・2012年3月22日(木)までにお問い合わせいたします。

※この件に関するお問合せ等につきましては、

自治労滋賀県本部(仁尾、佐賀)までお問い合わせいたします。

TEL: 077-524-9970

FAX: 077-528-2065

以 上

速報版

発行：自治労滋賀県職員連合労働組合
自治労滋賀県職員労働組合
県庁職員会館4Fエレベーター前
県庁内線：4790,4791
直通077-528-4790
FAX077-521-3784
E-MAIL:shigajichiro@yahoo.co.jp

自治労県職

自民会派、地域手当「5.7%」で議員提案

前日に示した案「4.7%」から引下げ幅を変更 賃金決定原則や労使合意を逸脱する本質は変わらず

3月13日においては、総務・企業常任委員会の協議会において、自民党会派から、地域手当減額の素案が各会派に示され、持ち帰りとなっていました。3月14日の本会議において自民党会派は、素案の内容を変更して議員提案を行いました。

素案では本則の「上限7.0%」を「4.7%」に引き下げるものでしたが、今回の議員提案ではその引き下げ幅を縮小して「5.7%」とする内容となっています。現行の支給割合（5.7%）と同率ですが、本則（上限7%）を「1.3%」引下げ、確定交渉結果（6.0%）からは「0.3%」切下げる内容となっています。この議員提案は、3月15日の本会議での質疑を経て、委員会付託されるものと思われま

す。前日の素案から引下げ幅は縮小されたものの、議会による一方的な賃金削減という本質はいささかも変わっていません。このような形で一方的な賃金削減が許されるのなら、人事委員会勧告を基本にして、労使が交渉して給与と改定がなされるという給与決定原則は意味をなさなくなり、県関係

【議員提案の内容】				
《地域手当》				
	【本則】	【現行】	【確定交渉結果】	【削減提案】
県内	7.0%	→ 5.7%	→ 6.0%	→ 5.7%
東京都特別区	18.0%	→ 17.0%	→ 17.0%	→ 17.0%

職員の労働基本権は画餅に帰すこととなります。

前日の総務・企業常任委員会においても、民主党・県民ネットワークの議員からは「知事と労働組合との交渉が行われずに一方的に議会が給与の改変を行うことは極めて異例で法的に問題がある」と発言していますが、全国の都道府県でも前例のない事態を招くことに疑義のある声は会派に関わりなく聞かれるところ。また、県下の自治体労組はもとより、連合滋賀からも「県関係職員のみでなく、全ての働く者の権利侵害につながる」との支援の輪が広がっています。自治労県職は、議会による一方的な賃金削減を許さない取組を支援のネットワークを広げて強化していきます。

地域手当の一方的な引下げ案に明確な意見表明を 地公労共闘が「県人事委員会」に申し入れ

県議会の自民党会派による地域手当削減の議員提案に関わって、地方公務員労働組合共闘会議（自治労県職・滋賀県教職員組合）は、滋賀県人事委員会に対して申し入れを行いました。

議員提案による異例の給与条例の改正案がだされたことから、議会に対して県人事委員会としての意見を求められることとなりますが、このことに対して、以下の点から、人事委員会として明確な意見表明を行うよう要請しました。

①地域手当については、給与構造改革導入時において、給料表の水準を4.8%引き下げる一方で、地域の民間給与水準との均衡を図るために新たに創設されたものであり、当時に定められた制度完成時7%の支給水準について

は、これを不適当とする状況は現時点においても生じていないことを明確にすべきであること。②人事委員会勧告も、労使合意もなく、給与の一方的な改変を議会において行うことが地方公務員法の趣旨に反することを明確にすべきであること。

【議会による一方的な地域手当削減に反対する緊急昼休み集会】

開催日時：3月19日（月）12:20～12:50
開催場所：教育会館前駐車場
内容：情勢報告と支援アピール

一方的な地域手当削減に反対するため、大勢の参加を要請します。



県職員地域手当

自民一転据え置き提案

会派内に反対意見

滋賀県議会の自民党県議団は14日、県職員の地域手当の支給率について、現行の5・7%のまま据え置くための給与条例改正案を県議会に提案した。5・7%から6%に引き上げる県方針に対し、当初は4・7%に引き下げる方針だったが、会派内で意見が分かれたため現行通りとした。

条例改正案は行財政改革の強化が目的。自民は13日の会派総会で、地域手当を4・7%に改正することを決めたが、「厳しすぎる」派が一致結束するた

があるという。

本会議での提案理由説明で、川島隆二政調会長は職員給与を削減する県の努力を評価する一方、地域手当を0・3%引き上げる県案について「人件費削減の取り組みが不十分。県民に理解が得られるのか疑問」と指摘した。(寺内嗣)

する行為だとして反対の声も上がる。

この日は、県地方公務員労働組合共闘会議と県職員組合、県公立高校教職員組合、全教滋賀教職員組合の四団体が、給与の本来の水準を確保することを議会に働きかけるよう求める要請書を、県人事委員会に提出した。(中尾吟)

治水基本方針案 修正案を可決へ

県は14日の県議会本会議で、河川改修と併せて土地利用を規制するなど、ソフト面にも力を注ぐ治水方針を定めた「流域治水基本方針案」の文言を一部修正した案を提出した。治水施設の整備にも力を入れることを明記し、従来案では「県」だった建築規制の主体を「県または市町」とし、市町の規制も可能とした。

県職員地域手当据え置き

県議会可決へ

県議会は14日、本会議を再開。自民は、県職員の二〇二二年度の「地域手当」を本年一年度と同じ5・7%に維持する条例改正案を提出した。十五日の本会議で審議され、

院勧告の7%に準じて、一二年度は6%で労使が合意している。歳出削減を求める自民は当初、4・7%への引き下げを求めたが、急激なカットは避けるべきだとの声も、現状維持で意見を集約した。自民の川島隆二政策

中日(第3種郵便物認可)

地域手当は、県職員の給与を県内の民間給与の水準に合わせるための上乗せ給付。知事と職員労働組合との交渉で決めており、人事

調査会長は「聖域化されてきた人件費に議会が手を入れたことは、行財政改革の一つの突破口になる」と意義を話す。しかし、労使交渉に関わっていない県議会が給与の額を決めるのは、憲法で保障された団体交渉権を侵害